

トラックターミナル等における省エネ設備・技術導入支援制度の概要 (H21・二次募集)

(制度の概要)

自動車ターミナル事業、貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、第一種又は第二種鉄道事業(貨物の運送を行う事業に限る)に供する施設の設備省エネ化に対する支援制度

(支援内容) 対象事業に係る設備費、工事費(撤去費は除く)等の総事業費の1/3を補助

【代替事業(設備)】

代替=数については、1対1以下で、能力については同等以下

(例)照明300器→省エネ型300器、燃料フォーク2.5t 1両→電気フォーク2.5t 1両

照明設備

変圧器

バッテリー式フォークリフト

冷却関連設備

垂直搬送機
(H21-2次募集より)

* 省エネ率の基準 = 施設全体で1%以上

(施設規模要件)

○ 延べ床面積 **3,000㎡以上**の物流施設

(自動車ターミナル・貨物鉄道事業の用に供する施設には規模要件なし)

※バッテリー式フォークリフトは、照明設備、変圧器、冷却関連設備、**垂直搬送機**のいずれかとセットで代替

【フォークリフトに限る代替事業・物流施設省エネ設備普及事業(リース)】



燃料系から電気系(バッテリー式)に代替

買取
リース

【代替事業】 1物流施設あたり 5台以上のフォークリフトを代替

リース

【物流施設省エネ設備普及事業】

物流施設省エネ設備普及事業者が、物流事業者の参加を募集・リース(25台以上)し、フォークリフトを代替

※ 施設規模要件なし